指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名

① 鉄建建設株式会社　：　東京都千代田区神田三崎町２－５－３
（法人番号：2010001008709）

② 株式会社ノバック　：　兵庫県姫路市北条１－９２
（法人番号：4140001058111）

2　指名停止の期間　：　令和 8 年 11 月 24 日～令和 9 年 1 月 4 日（6 週間）

3　指名停止の措置対象地区　：　北海道地区

4　事実概要

当該事業者らは、北海道新幹線建設局発注の「北海道新幹線、二ツ森トンネル（明治）他」工事において、覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質管理試験（単位水量試験）の測定値が基準値内に収まるように試験機器を意図的に操作するなどの不正行為を行い、土木工事標準示方書で定められている当該試験を適切に実施していなかった。

5　指名停止の理由

４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 1 第 4 号(下記参照)に該当する。

別表第１　　事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～３　省略	省略
(契約違反) ４　第 2 号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 週間以上 4 か月以内
５～８　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL　０４５－２２２－９０４１(直通)